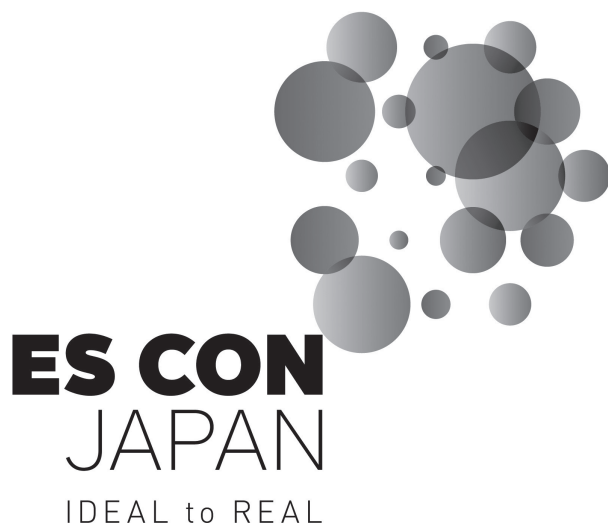


株式会社 日本エスコン



第25回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2020年3月26日（木曜日）午前10時

場 所

東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定の件

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

株式会社 **日本エスコン**

代表取締役社長 伊藤 貴俊

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2020年3月25日（水曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使】

3～4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- ① 日 時 2020年3月26日（木曜日） 午前10時
② 場 所 東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

③ 目的事項 報告事項

1. 第25期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定の件

以 上

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■以下の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.es-conjapan.co.jp/investor/library.php>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結株主資本等変動計算書、②連結注記表、③株主資本等変動計算書、④個別注記表

なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.es-conjapan.co.jp/investor/library.php>）に掲載している連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」となります。

■株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.es-conjapan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

■代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

■株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2020年3月25日（水曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）まで**にご行使ください。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. インターネット等による議決権行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）において同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力 of うえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

- ・複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. 議決権行使コードおよびパスワードのお取扱いについて

- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。
- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考え、業績の状況、内部留保の充実ならびに配当性向等を総合的に勘案・決定し、継続的かつ企業の成長力に応じた安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の 割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金36円
2,490,029,532円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者について審議した結果、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1 再任	いとう たかとし 伊藤 貴俊 (1971年9月1日生)	2001年 9 月 当社入社 2006年 2 月 当社執行役員 2007年 3 月 当社常務取締役 2010年11月 当事業本部部長 2011年 3 月 当社代表取締役社長（現任） 2012年 1 月 当社東京本店長 2013年 5 月 株式会社エスコプロパティ 代表取締役社長 2013年 8 月 当社開発事業本部部長 2014年 7 月 株式会社エスコアセットマネジメント 取締役（現任） 2014年11月 当社社長執行役員（現任） 2016年 9 月 株式会社エスコリビングサービス 取締役（現任） 2018年 7 月 株式会社エスコプロパティ 取締役（現任） 2019年 7 月 ワンズOWNハウス株式会社（現 株式会社エスコホーム）取締役（現任） 2019年 7 月 ライズホーム株式会社（現 株式会社エスコクラフト）取締役（現任） 2019年12月 株式会社エスコグローバルワークス 取締役（現任） 2020年 1 月 当社指名・報酬諮問委員会委員（現任）	1,204,700株
取締役候補者とした理由 これまで当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引し、事業の多面的な展開と拡大に貢献し、強固な経営基盤を構築してきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験を有し、取締役会のさらなる機能強化に資するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	なか にし みのる 中西 稔 (1952年9月14日生)	1975年 4 月 安田信託銀行株式会社 (現 みずほ信託銀行株式会社) 入行 2005年 4 月 同行執行役員 大阪支店支店長 2008年 4 月 株式会社創建入社 専務取締役 2011年 8 月 当社入社 2012年 6 月 当社執行役員財務経理部長 2013年 3 月 当社取締役 2013年 5 月 株式会社エスコンプロパティ 取締役 (現任) 2013年 8 月 当社管理本部長 (現任) 2014年 7 月 株式会社エスコンアセットマネジメント 取締役 (現任) 2014年11月 当社執行役員 2015年 3 月 当社常務取締役 当社常務執行役員 2016年 9 月 株式会社エスコンリビングサービス 取締役 (現任) 2017年 3 月 当社専務取締役 (現任) 当社専務執行役員 (現任) 2019年12月 株式会社エスコングローバルワークス 取締役 (現任)	145,500株
		取締役候補者とした理由 これまで当社の管理本部長として財務経理、人事、総務、法務等管理部門全般を担当し、守りの要として強固な経営基盤を構築する一役を担い牽引してまいりました。当社グループの企業価値の向上に寄与し、今後さらに持続的な企業価値の向上実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
3	え がしら とも ひこ 江頭 智彦 (1965年7月1日生)	1990年 4 月 朋友建設株式会社入社 1992年 1 月 フジ住宅株式会社入社 2002年 4 月 当社入社 2012年 1 月 当社執行役員事業部長 2012年 7 月 当社執行役員東京事業部長 2013年 2 月 当社執行役員開発事業部長 2015年 3 月 当社取締役 2016年 1 月 当社執行役員 当社開発事業本部長 (現任) 当社常務取締役 (現任) 当社常務執行役員 (現任) 2017年 3 月 当社福岡支店長 2017年11月 当社福岡支店長 2018年 7 月 株式会社エスコンプロパティ 取締役 (現任)	136,000株
		取締役候補者とした理由 これまで当社の開発事業本部長として分譲マンションやホテル、収益不動産等不動産の多面的な開発事業を手掛け、開発事業全般を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	ふじ た けん じ 藤田 賢司 (1963年4月14日生)	1986年 4 月 中部電力株式会社入社 2011年 7 月 同社人事部 労務・業務グループ 部長 2013年 7 月 同社人事部 部長 兼 労務・業務グループ 部長 2014年 7 月 同社岡崎支店 用地部長 2016年 4 月 同社電力ネットワークカンパニー 用地部長 2019年 3 月 当社取締役 (現任) 当社執行役員 (現任) 当社総務部長 2020年 1 月 当社社長室長 (現任)	3,000株
再任	取締役候補者とした理由 これまで中部電力株式会社において人事部の部長および用地部長として豊富な経験と実績を持ち、当社においては総務部長として管理部門での役割を担い、また中部電力株式会社との良好な関係の構築に貢献してまいりました。これらの経験と実績に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	きく ち じゅん や 菊地 潤也 (1967年10月1日生)	1992年10月 KPMGセンチュリー監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 入所 1996年 4 月 北斗監査法人 (現 仰星監査法人) 入所 2004年 6 月 税理士法人ウィン・コンサルティング (現 アルファ税理士法人) 社員 (現任) 2005年 6 月 日成ビルド工業株式会社 非常勤取締役 2009年11月 株式会社正龍アセットマネジメント 非常勤監査役 (現任) 株式会社三愛ハウジング 非常勤監査役 (現任) 2010年 3 月 当社取締役 (現任) 2014年 1 月 株式会社Integrated Solutions 代表取締役 2014年 6 月 友朋監査法人 代表社員 株式会社NBネットワークス 代表取締役 2017年 8 月 P-PARKING INTERNATIONAL PTE LTD 非常勤取締役 2018年10月 株式会社スペースバリューホールディングス 取締役 (現任) 2019年 5 月 友朋監査法人 社員 (現任) (重要な兼職の状況) アルファ税理士法人 社員 友朋監査法人 社員 株式会社正龍アセットマネジメント 非常勤監査役 株式会社三愛ハウジング 非常勤監査役 株式会社スペースバリューホールディングス 取締役	216,200株
再任	取締役候補者とした理由 これまで、公認会計士としての豊富な経験と、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と実績に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は菊地潤也氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。また同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	にし たけ まさ よし 西 岳 正 義 (1962年9月9日生)	1986年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 2005年11月 同行 亀戸支店兼錦糸町支店 営業第一部長 2007年6月 同行 北九州支店長 2010年7月 同行 上野・日暮里エリア 営業第三部長 2012年10月 同行 法人ソリューション営業部 決済ソリューション室長 2018年4月 りそな決済サービス株式会社 執行役員プロダクト開発営業部長（現任）	0株
新任	社外取締役候補者とした理由 これまで、金融機関において豊富な経験と実績を持ち、これらに基づく高い見識を有している点を踏まえ、社外取締役 に適任と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外 の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行 できるものと判断しております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2 再任	みぞ ばた ひろ と 溝 端 浩 人 (1963年7月31日生)	1986年 4 月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1988年 3 月 公認会計士登録 1991年12月 税理士登録 1992年 3 月 溝端公認会計士事務所 代表 (現任) 2015年 3 月 当社監査役 2015年 6 月 山喜株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 京セラ株式会社 社外取締役 (現任) 2016年 3 月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 1 月 当社指名・報酬諮問委員会委員 (現任) (重要な兼職の状況) 溝端公認会計士事務所 代表 山喜株式会社 社外取締役 (監査等委員) 京セラ株式会社 社外取締役	3,700株
社外取締役候補者とした理由 公認会計士、税理士として、また経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、当社の事業活動ならびに経営全般について適切な助言をいただいております。社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外取締役 (監査等委員) であります。当社社外取締役 (監査等委員) としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。			
3 新任	ふく だ ただし 福 田 正 (1953年3月4日生)	1986年 4 月 弁護士登録 第一法律事務所 (現 弁護士法人第一法律事務所) 入所 2000年 6 月 神栄株式会社 社外監査役 2012年12月 当社社外監査役 2015年 6 月 神栄株式会社 社外取締役 株式会社エクセディ 社外監査役 (現任) 2016年 3 月 当社社外監査役 弁護士法人第一法律事務所 代表社員 (現任) 2016年 6 月 田辺三菱製薬株式会社 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人第一法律事務所 代表社員 株式会社エクセディ 社外監査役 田辺三菱製薬株式会社 社外監査役	0株
社外取締役候補者とした理由 弁護士としての豊富な企業法務経験と幅広い見識を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西岳正義氏、溝端浩人氏および福田正氏は、社外取締役候補者であります。
3. 溝端浩人氏および福田正氏は、過去に当社の業務執行者でない役員 (監査役) であったことがあります。
4. 福田正氏は2017年6月まで神栄株式会社の社外取締役を務めておりましたが、在任期間中に同社の連結子会社において不正な取引行為が行われていたことが退任後に判明しました。同氏は、本不正行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃より取締役会等において、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。
5. 当社は溝端浩人氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。

また、西岳正義氏および福田正氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

6. 当社は、溝端浩人氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

また、福田正氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第 4 号 議 案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
いえちか ともなお 家近 知直 (1976年5月7日生)	2005年10月 弁護士登録 第一法律事務所（現 弁護士法人第一法律事務所） 入所 2010年 7 月 金融庁検査局へ出向 2015年 1 月 弁護士法人第一法律事務所 パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人第一法律事務所 パートナー	31,300株

補欠の社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な企業法務経験と幅広い見識を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 家近知直氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 家近知直氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、2015年度より導入しております当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）（以下「取締役」と言い、断りがない限り同様とします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」と言います。）の継続および一部改定のご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも当社の株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しておりますため、相当であると考えております。

具体的には、2016年3月25日に開催の第21回定時株主総会にてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内）とは別枠で、業績連動型株式報酬を、当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとしたいと存じます。本議案に係る当社の取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名になります。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が信託（以下「本信託」と言います。）に対して金銭（その上限は下記3.（2）のとおりです。）を拠出し、本信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて業績達成度等に応じて当社の取締役に当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下「当社株式等」と言います。）を給付するインセンティブ制度です。

3. 本制度の一部改定について

（1）本制度の継続後の対象期間

当社は、2015年3月20日に開催の第20回定時株主総会において、対象期間を2015年12月末日で終了する事業年度から2019年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度とする本制度の導入についてご承認をいただき、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年3月25日に

開催の第21回定時株主総会において改めて本制度につきご承認をいただきました。

今般、本株主総会において承認を得ることを条件として、金銭を追加して拠出することにより、本制度を継続的に実施します。継続する本制度は、当社が掲げる第3次中期経営計画「IDEAL to REAL 2022」（以下「第3次中期経営計画」と言います。）の計画対象期間である、2020年12月末日で終了する事業年度から2022年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度および当該期間経過後に開始する3事業年度毎の期間（以下、それぞれの期間を「対象期間」と言います。）を対象とします。

（2）本信託に拠出する金銭の額

当社は、本株主総会において承認を得ることを条件として、当社の取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり110百万円に対象期間を乗じた330百万円（注）を上限とした金銭を本信託に拠出いたします。

また、当該対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、同様に1事業年度あたり110百万円に対象期間を乗じた金額を上限として追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる拠出又は追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日において、本信託の信託財産として残存する当社株式（直前までの各対象期間において当社取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社の取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「対象期間開始直前日残存株式等」と言います。）があるときは、当該対象期間開始直前日残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

（注）本信託に係る信託費用および信託報酬等の制度運営に係る費用に充当するための金銭は、上記当社株式取得資金の上限金額330百万円には含めないものとし、必要な金銭を追加拠出できるものとします。

（3）当社の取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

継続後の本制度において、当社の取締役にに対して給付される当社株式の数の算定方法については、持続的な成長を意識した業務執行に対するインセンティブを目的とすること、また株主と同じ目線に立って株主への還元と企業価値の向上を明確な指標とすることを目的に、連結営業利益およびTSR（株主総利回り）を算定方法として採用するものとします。具体的には第3次中期経営計画期初に定めた役位毎の基準株式数をもとに、毎年連結営業利益目標達成状況（以下「業績連動係数①」（※1）と言います。）に応じてポイント（以下「年間付与ポイント」と言います。）

を付与し、第3次中期経営計画最終年度である2022年12月期業績において、対象者に付与した年間付与ポイントを累計します（以下「対象期間累計付与ポイント」と言います。）。この対象期間累計付与ポイントに第3次中期経営計画期間における当社TSRと東証1部不動産業TOPIXの乖離率（以下「業績連動係数②」（※2）と言います。）を乗じたポイント（以下「最終確定付与ポイント」と言います。）を算出するものとします。最終確定付与ポイントは、株式給付に際し、10ポイント当たり1株に換算されます。但し、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。当社の取締役が付与する累計ポイント数の1事業年度あたりの上限は110万ポイント（11万株）とします。その為対象期間ごとに本信託が取得する当社株数の上限は当該年間付与ポイント数上限に対象期間の事業年度数である3を乗じた数に相当する株数である330万ポイント（33万株）となります。

（※1）業績連動係数①は、連結ベースの予想営業利益に対する達成率により0.0～1.5の範囲で決定されます。

（※2）業績連動係数②は、対象期間中の当社TSRと、東証1部不動産業TOPIXとを比較してその乖離率を基に0.5～1.0の範囲で決定されます。

（4）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記3.（2）および（3）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、自己株式処分または株式市場からの取得を予定しております。

（5）当社取締役に対する当社株式等の給付

当社の取締役が受益者要件を満たした場合、従前の株式給付に加えて、以下のとおり金銭による給付も行います。

すなわち、当該当社取締役には、改定前の本制度に基づき付与されたポイント数および改定後の本制度に基づき付与された最終確定ポイント数の合計数のうち、70%に相当する数の当社株式を給付するとともに、30%に相当する数の当社株式については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、信託期間中に当該当社の取締役が死亡した場合は、その相続人に対して、改定前の本制度に基づき付与されたポイント数および改定後の本制度に基づき付与された最終確定ポイント数の合計数に相当する数の当社株式の全てについて、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また自己都合により

退任する取締役には、改定前の本制度に基づき付与されたポイント数および改定後の本制度に基づき付与された最終確定ポイント数の合計数に相当する数の当社株式の全てについて当社株式を給付します。

4. 改定後の本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が本信託に対して金銭（その上限は上記3.（2）のとおりです。）を拠出し、本信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて業績達成度に応じて当社の取締役が当社株式等を給付するインセンティブ制度です。

なお、当社の取締役が株式等の給付を受ける時期は、当社の取締役からの退任時です。

(2) 本制度の対象者

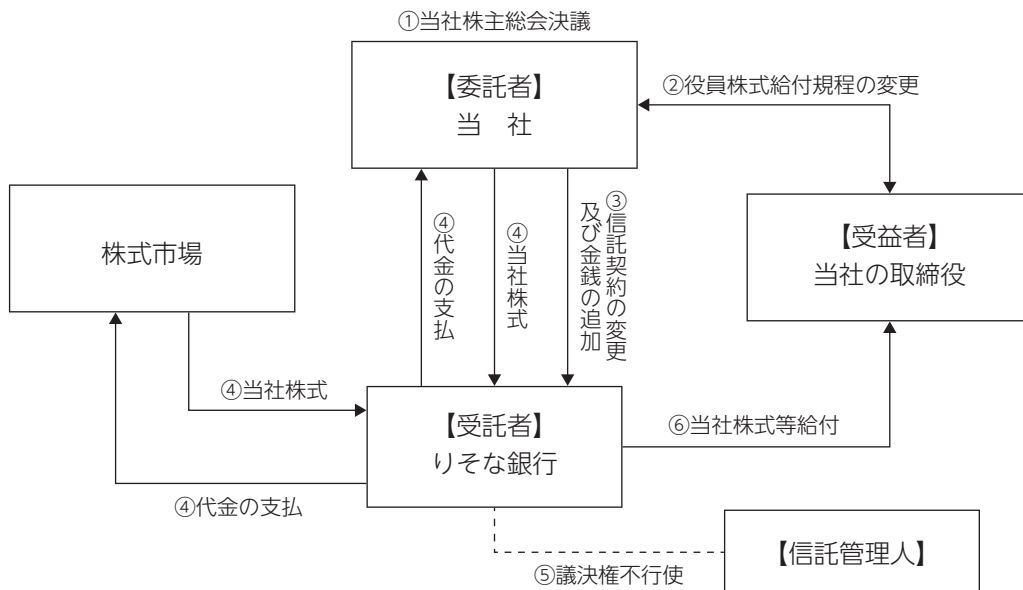
当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）を対象とします。

(3) 対象期間

2020年12月末日で終了する事業年度から2022年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度毎の期間とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ①当社は本株主総会において本制度の継続および一部改定に関して承認決議を得ます。
- ②当社は本株主総会において承認を受けた範囲内において、役員株式給付規程を変更します。
- ③当社は、既存の信託契約を変更し、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、対象者の役位および業績達成度に応じて、対象者にポイントが付与されます。取締役の退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。

(5) 信託期間

2015年4月1日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(6) 当社が拠出する金銭・株数の上限

上記3.（2）および（3）に記載のとおりです。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引所金融商品市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行います。

(8) 対象者へ給付される当社株式数の算定方法と上限

上記3.（3）に記載のとおりです。

(9) 対象者への当社株式給付時期

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた改定前の本制度に基づき付与されたポイント数および改定後の本制度に基づき付与された最終確定ポイント数の合計数に応じた数の当社株式等を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること又は公益法人に寄付することを予定しています。

（１２）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性のある取締役に対して交付することが予定される株式を除く。）のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する又は公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること又は公益法人に寄付することを予定しています。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

(1) エスコンジャパンリート投資法人の成長戦略実施状況

①中電不動産株式会社とのサポート契約

連結子会社である株式会社エスコンアセットマネジメント（以下「E AM」と言います。）が資産の運用を受託するエスコンジャパンリート投資法人（以下「E J R」と言います。）が発行する投資口について、2019年2月に東京証券取引所不動産投資信託市場へ上場しました。E J Rは地域コミュニティに根差した「暮らし密着型」の商業施設および商業施設の底地を主要な投資対象とする総合型J－REITであります。

当社グループはE J RのスポンサーとしてE J Rの収益の向上と安定的な成長を全面的に支援し、さらなる成長を目指しております。

E J Rの成長戦略の一つとして、2019年9月に中電不動産株式会社（以下「中電不動産」と言います。）およびE J RならびにE AMの3社間においてサポート契約を締結しました。

サポート契約はウェアハウジング機能をはじめとする広範なサポート内容になっており、中電不動産の信用力、不動産事業のノウハウを活かし、E J Rの成長はもとより、スポンサーである当社にとっても、不動産事業における中部電力グループとのシナジー効果が発揮できるものと考えております。このサポート契約に基づくE J Rへの譲渡を前提とした一時的な保有（ウェアハウジング）機能を利用し、当社が保有する販売用不動産（トナリエ大和高田 持分50%、トナリエ樺・美木多 持分50%、滋賀県近江八幡市商業底地、京都府向日市商業底地、奈良県生駒郡商業底地）を中電不動産に譲渡する売買契約を2019年11月に締結しております。

E J Rはすでに締結済みのスポンサーサポート会社である当社、サポート会社である中部電力株式会社（以下「中部電力」と言います。）に加え、中電不動産のサポートが加わることにより、E J Rのさらなる成長に大きく資するものと期待しております。

②外部格付「A－」の取得

E J Rは、株式会社格付投資情報センター（R & I）より、2019年11月に格付「A－」（格付の方向性：安定的）を取得しました。当社は今後もE J Rのスポンサーとして、継続的且つ安定的な物件提供により、質・量の両面でE J Rの外部成長を支え、相互成長を図ってまいります。

(2) 中部圏での事業展開

2018年8月に中部電力と資本業務提携契約を締結し、中部圏を首都圏、関西圏と並ぶ重点事業エリアとして位置付け、2019年3月に名古屋支店を開設しました。2019年6月に中部圏第1号となる分譲マンション用地を名古屋市東区に取得し、同年9月にも同じく名古屋市東区に第2号となる分譲マンション用地を取得し、第1号案件については、中電不動産との共同事業を行う予定で、中部圏における事業展開を着々と実行しております。

今後も中部電力グループ各社との連携を強化しながら、中部圏での地域活性化に寄与できるよう事業を展開してまいります。

(3) 「tonarie トナリエ」ブランドの地域密着型ショッピングセンターの開発および地域の活性化
堺市南区において開発した地域密着型商業施設「トナリエ 桐・美木多」が2019年4月にオープンし、桐・美木多エリアで生活する皆様の「賑わい・交流」のターミナルとして、お子様から高齢者まで多様な世代が楽しめ、日常生活を支えられる場を提供しております。

また、ＪＲ宇都宮駅西口徒歩1分の立地に位置する商業施設「ラスクエア宇都宮」を取得し、当社が手掛ける地域密着型ショッピングセンター「tonarie」ブランドの関東圏初となる「トナリエ宇都宮」として2020年2月にオープンしました。

今後も引き続き地域密着型商業施設の開発を行い、地域活性化、街づくりを通じて社会に貢献してまいります。

(4) 戸建事業会社2社の株式取得

2019年7月に、埼玉県を基盤として戸建分譲販売を手掛けるワンズOWNハウス株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンホームへ社名変更予定）および戸建建築工事を手掛けるライズホーム株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンクラフトへ社名変更予定）の株式を取得し、それぞれ100%子会社化しました。埼玉エリアは都心のベッドタウンとして安定的な発展が展望される首都圏においても魅力的なマーケットであり、首都圏でのさらなる事業拡大にも寄与するものと考えております。

(5) 海外投資事業

海外での新規事業として2019年3月にハワイ不動産投資ファンドへ出資しました。同年7月にはタイにおいて子会社 ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD. を設立し、バンコク中心部に近い好立地での分譲マンション総戸数474戸の共同開発プロジェクトに参画するなど、海外事業展開に着手しました。

(6) ESG活動の取り組み状況

第2次中期経営計画「IDEAL to REAL 2019」における成長戦略のひとつとして「ESG推進による新たな価値創造と持続可能な成長の実現」を掲げており、その活動の一環として不動産セクターのESG配慮を測る年次のベンチマーク評価、Global Real Estate Sustainability Benchmark（以下「GRESB」といいます。）リアルエステイト「デベロッパー評価」に参加し、環境への配慮やサステナビリティへの取り組みについて、「マネジメントと方針」および「実行と計測」の両面において優れているとの高評価を受け、「Green Star」を取得しました。また、総合スコアでの相対評価に基づく5段階評価のGRESBレーティングにおいては「2Star」の評価となりました。GRESBリアルエステイト「デベ

ロPPER評価」において、「Green Star」および「2 Star」の獲得は、日本の事業会社として初となります。

当社はこれまでも、環境に配慮した、「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」対応のマンション開発や、東京理科大学井上研究室との環境設計基準等の共同研究に取り組んでおり、2019年9月には当社が神奈川県横浜市において手がける新築分譲マンション「レ・ジェイド大倉山」が、環境省の「平成31年度 高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）支援事業」に当社事業として初めて採択されました。

さらに、ESG活動の一環として大阪大学大学院医学系研究科 杉山治夫特任教授が進める「WT1がんワクチン」の普及、および「WT1がん予防ワクチン」の開発に係る研究に対して助成金10百万円の寄付を行いました。

今後も、ESG推進を重要な経営戦略として着実に実行し、当社の持続的成長を目指して積極的に取り組んでまいります。

（7）セグメント別の事業展開について

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国景気の下振れリスク、英国のEU離脱問題を含む海外経済の動向、金融市場の変動の影響に留意する必要がある等、先行きが不透明な状況にあります。当社グループが属する不動産業界においては、金融緩和政策による低金利等により堅調に推移しているものの、地価の上昇や土地取得競争の激化、建築費の高止まり等、楽観視できない状況にあります。

このような事業環境のもと、2017年12月期から2019年12月期の3カ年を期間とする第2次中期経営計画「IDEAL to REAL 2019」の最終年度として、多面的な事業を積極的に展開し、業績目標については当初計画を大幅に上回り、経営目標については概ね計画を達成しております。

① 不動産販売事業

中核事業である不動産販売事業においては、収益不動産の販売等を行うとともに、分譲マンションの販売も順調に進捗いたしました。

分譲事業においては「グラン レ・ジェイド夙川レジデンス（兵庫県西宮市、総戸数13戸）」、「レ・ジェイド池田満寿美町（大阪府池田市、総戸数35戸）」、「レ・ジェイド森ノ宮（大阪市東成区、総戸数45戸）」、「レ・ジェイド大倉山（横浜市港北区、総戸数25戸）」等の新規分譲案件を販売開始しており、「レ・ジェイド須磨海浜公園（神戸市須磨区、総戸数30戸）」、「グラン レ・ジェイド高槻天神（大阪府高槻市、総戸数28戸）」、「レ・ジェイド高槻古曽部（大阪府高槻市、総戸数181戸）」、「レ・ジェイド新金岡パーク フィールズ（堺市北区、総戸数204戸）」、「レ・ジェイド大津LUXE（滋賀県大津市、総戸数35戸）」は竣工完売し、来期竣工予定の「レ・ジェイド樟葉（大阪府枚方市、総戸数78戸）」、「レ・ジェイド東住吉 今川緑道（大阪市東住吉区、総戸数41戸）」、「レ・ジェイド甲東園（兵庫県西宮市、総戸数49戸）」は契約完売しております。

さらに、インバウンドニーズを捉えたホテル開発事業においては、大阪府中央区において開発した3プロジェクトの販売を完了しております。

商業開発事業においては、茨城県つくば市において2018年12月に「つくばQ't（キュート）」および「つくばMOG（モグ）」を、2019年3月に「つくばクレオ」の商業施設をそれぞれ取得し、これまでの多面的な不動産開発のノウハウを活かし、地域に貢献できる3施設一体でのつくば駅前開発を推進してまいります。

物流開発事業については、物流の新ブランド「LOGITRES（ロジトレス）」を立ち上げ、第1号案件である「ロジトレス東条（兵庫県加東市）」は2019年9月に完成しております。オフィス開発事業については、東京都千代田区において事業用地を取得するなど、次代を見据えた新たな事業分野への取り組みやグローバル化等、着実に事業の多様化を推進しております。

② 不動産賃貸事業

当社が保有する商業施設における安定的な賃料収入の確保と資産価値の向上に努めております。不動産賃貸事業においては、滋賀県大津市において2019年10月に「Oh!Me大津テラス」の商業施設を取得し、稼働中の商業施設のバリューアップおよび再開発事業を積極的に展開しております。

③ 不動産企画仲介コンサル事業

当社が強みとする企画力等を活かし、業務受託、企画仲介コンサル事業等ノンアセットで利益率の高い事業として注力しております。

(8) 当連結会計年度の業績について

以上の結果、当連結会計年度の業績は売上高72,106百万円（前連結会計年度比32.7%増）、営業利益12,912百万円（前連結会計年度比11.7%増）、経常利益11,810百万円（前連結会計年度比12.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8,155百万円（前連結会計年度比12.9%増）となりました。

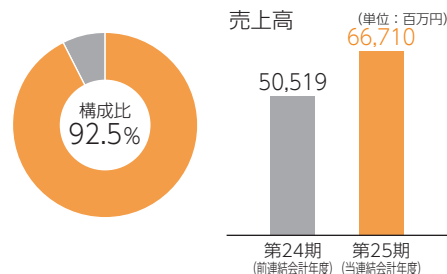
売 上 高	72,106百万円 (前連結会計年度比 32.7%増)
営 業 利 益	12,912百万円 (前連結会計年度比 11.7%増)
経 常 利 益	11,810百万円 (前連結会計年度比 12.5%増)
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	8,155百万円 (前連結会計年度比 12.9%増)

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 不動産販売事業

不動産販売事業においては、分譲マンションおよび収益不動産の販売等を行った結果、売上高66,710百万円（前連結会計年度比32.1%増）、セグメント利益13,802百万円（前連結会計年度比11.8%増）となりました。

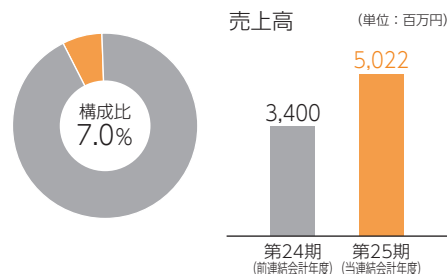
■ 不動産販売事業



② 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業においては、保有する収益不動産の賃料収入の増加を含めた資産価値の向上を図るべくリーシング活動およびプロパティマネジメント事業に注力した結果、売上高5,022百万円（前連結会計年度比47.7%増）、セグメント利益3,001百万円（前連結会計年度比41.0%増）となりました。

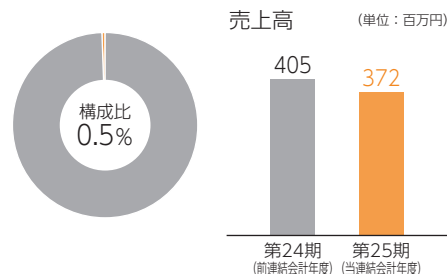
■ 不動産賃貸事業



③ 不動産企画仲介コンサル事業

不動産企画仲介コンサル事業においては、企画力、多面的な事業構築力を最大限に活かし、企画コンサル等の業務受託等に積極的に取り組みましたが、売上高372百万円（前連結会計年度比8.2%減）、セグメント利益286百万円（前連結会計年度比22.2%減）となりました。

■ 不動産企画仲介コンサル事業



セグメント別売上高

区 分	第24期（前連結会計年度）		第25期（当連結会計年度）	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
不 動 産 販 売 事 業	50,519 百万円	93.0 %	66,710 百万円	92.5 %
不 動 産 賃 貸 事 業	3,400	6.3	5,022	7.0
不動産企画仲介コンサル事業	405	0.7	372	0.5
合 計	54,325	100.0	72,106	100.0

② 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度中に取得した主要設備
不動産賃貸事業 Oh!Me大津テラス 商業施設の取得 2,820百万円
- ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関等から新たに47,689百万円の借入による資金調達を行いました。

④ 対処すべき課題

企業を取り巻く経営環境は、急速な高齢化、所得の格差、人口の減少、外国人の流入、IoTやAIなどのデジタルテクノロジーが進展し、産業の境界を超えた競争、顧客行動の変化が起こるなど、かつてない社会構造の急速な変化の中にあり、お客様の選別や評価はなお一層厳しく、競争は激化するとともに企業の存在価値を常に問われる事業環境にあります。当社グループが、このように加速度的に多様化する時代に、継続的に成長し社会貢献していくためには、これまでの前例や既成概念にとらわれることのない新しい姿勢で、優良な商品の安定供給、強固な財務基盤、安定した成長、お客様の満足を糧に確実に成長していくことを方針とし、なによりもそこに暮らす人たちの幸せを思い描き、理想を具現化し未来を創造する、暮らしそのものを開発する「ライフ・デベロッパー」を目指す必要があります。

住宅開発、商業開発、物流開発、ホテル開発、海外事業、企画コンサルティング、施設運営管理、資産運用といった不動産ビジネスの多面的な展開により、常に事業の最適バランスを見据えた事業運営を図り、いかなる経済環境にも耐えうる強固な経営基盤を確立するとともに、企業価値の最大化、株主様へのさらなる還元を行うことにより、他にはないオンリーワンの企業を目指してまいります。

具体的な課題としては次のとおりであります。

(1) 経営管理体制

一定の利益を確保できる土地の価格には当然上限があり、適正な価格での仕入れがもっとも重要な課題の一つであります。良質な用地の仕入れを行うためには、人材の確保と育成、情報ルートの常なる拡大、迅速な判断、慎重かつ大胆な決断が必要となります。

業種特性として、借入残高が大きくなる傾向にあることから、金利上昇環境においては予定した利益計画に差異の出ることも予想され、調達コストの低減、調達方法の多様化、キャッシュ・フローの改善等を強化しつつ、さらなる強固な財務基盤の構築継続が必要となります。第3次中期経営計画の達成はもとより、いかなる経済環境においても安定した経営を可能とする財務体質の強化に引き続き注力してまいります。

(2) 自社独自体制の強化

当社グループは暮らしをデベロッップする「ライフ・デベロッパー」の具現化に取り組んでおります。分譲マンションについては、ファミリーを中心とした実需で購入いただくお客様目線で、将来にわたり、住み心地を追求し、それぞれのプロジェクトの立地や周辺環境等により企画デザイン間取り等を考慮し、お客さまのニーズを創造するものづくりを特徴としております。

不動産はひとつとして同じ形状、立地のものはございません。その形状、立地はもとより、その地域、エリアに住む方々や当社が開発する住宅等に住まわれる方々にとって、理想の住宅、理想のまち、理想の生活環境を提案、提供していくことが当社のミッションであると考え、単なる住宅という空間を創るだけではなく、より豊かな暮らしを提案する「ライフ・デベロッパー」であることを当社グループは目

指しております。

比較的容易に特徴を出すことのできる仕様やデザインだけではなく、土地取得段階やさらに基本設計（企画）の段階で、商品に競争力を持たせるため、お客様のニーズに合った付加価値の創造、および収益の向上を目指し、プロジェクトの規模や供給戸数を追求するのではなく、常に最適な企画は何なのかを追求いたします。

このため、プロジェクト推進に当たっては、仕入、企画、販売の担当それぞれが一連のプロジェクトとして最初から最後まで関わり主担当として完結させる事業体制をとっており、当社の強みであるこの体制を常に維持し、強化することによりいかなる事業環境においても優位性を保つことができるよう、常に危機意識を持ち事業を推進してまいります。

（３）新規事業

経済環境のいかなる変化によっても、自己保有が可能なＮＯＩ基準を設定・遵守し、案件の取得開発を実行しております。

不動産開発事業については、分譲事業、商業開発事業だけにとどまらず近年においてはインバウンドニーズに応えるホテル開発事業、ｅコマース市場の拡大を捉えた物流開発事業、オフィス開発、街を再生させる土地区画整理事業の他、海外投資事業にも取り組んでおり、次代を見据えた事業領域の拡大を推進してまいります。

不動産流動化事業については、連結子会社である株式会社エスコンアセットマネジメントにおいてＲＥＩＴの上場が実現し、商業テナント底地開発を重点的に推進するために、人員の補強等を着実に行うとともに、開発案件の情報収集ならびに物件取得についても、引き続き注力してまいります。

また、中部電力との資本業務提携により、エリア戦略としても拡大が見込めるとともに、同社グループとの共同事業にも着手する等、着実に事業シナジー効果がでてきており、これまで以上に多様な不動産開発事業を手掛けることが可能になると考えております。

また、不動産を開発するだけでなく、連結子会社である株式会社エスコンプロパティにおいて、不動産の付加価値を一層高めていく、プロパティマネジメント事業にも注力するとともに、不動産の利用形態に適合するオペレーション機能を有する唯一無二の総合デベロッパーとしての地位を確立するため、連結子会社である株式会社エスコンリビングサービスにおいて、不動産オペレート事業の充実による不動産開発力の幅と奥行きを拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

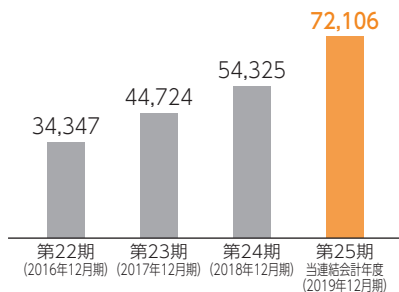
⑤ 財産および損益の状況

区 分	第22期 2016年12月期	第23期 2017年12月期	第24期 2018年12月期	第25期 (当連結会計年度) 2019年12月期
売上高 (百万円)	34,347	44,724	54,325	72,106
経常利益 (百万円)	3,575	5,988	10,498	11,810
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,936	5,456	7,226	8,155
1株当たり当期純利益 (円)	58.76	81.77	105.98	119.17
総資産 (百万円)	73,703	86,435	109,747	132,696
純資産 (百万円)	17,363	21,433	27,359	33,546
1株当たり純資産額 (円)	259.07	315.14	400.47	490.08

- (注) 1. 第22期は、新規分譲マンションの事業化および新規事業用地の仕入れを積極的に行い、商業底地開発事業、土地企画販売等多面的な事業展開を行うとともに、安定収益事業として不動産賃貸事業、企画力を活かした不動産企画仲介コンサル事業も継続し、さらに、大型複合開発「福岡春日プロジェクト」の開発の完了、ホテル開発事業にも注力し、上記のとおりとなりました。
2. 第23期は、新規分譲マンション、商業底地開発事業、土地企画販売等多面的な事業展開を行い、安定収益事業として不動産賃貸事業、企画力を活かした不動産企画仲介コンサル事業も継続するとともに、ホテル開発事業をはじめ、リノベーション事業、物流開発事業、土地区画整理事業等の新たな事業にも注力し、上記のとおりとなりました。
3. 第24期は、新規分譲マンション事業および新規事業用地の仕入れを積極的に行うとともに、地域密着型の商業施設の開発にも注力しました。また、新たな事業として物流施設開発や土地区画整理事業にも着手するほか、ホテル開発事業も積極的に進め、さらに安定収益事業として、不動産賃貸事業、不動産企画仲介コンサル事業も継続し、上記のとおりとなりました。
4. 第25期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「① 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
5. 第21期（2015年12月期）に当社は、取締役に対する業績連動型株式報酬制度と株式給付型ESOPを導入しており、これらの制度に関して設定される役員向け株式給付信託および株式給付型ESOP信託が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上は、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

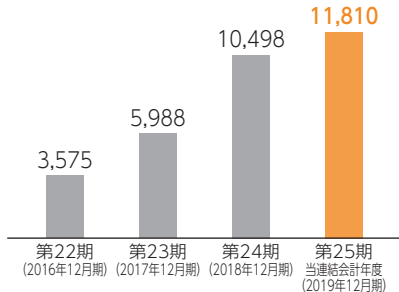
売上高

(単位：百万円)



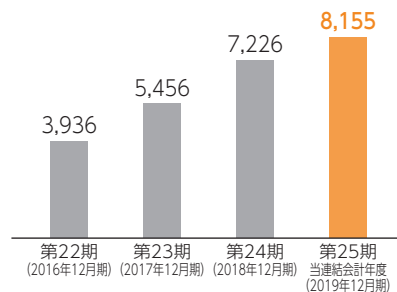
経常利益

(単位：百万円)



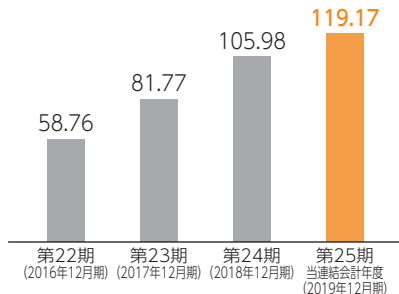
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

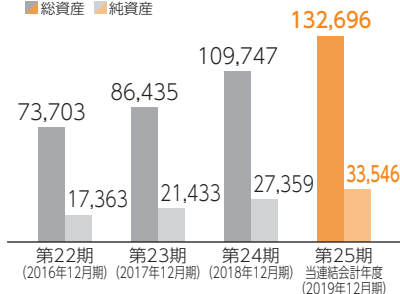
(単位：円)



総資産・純資産

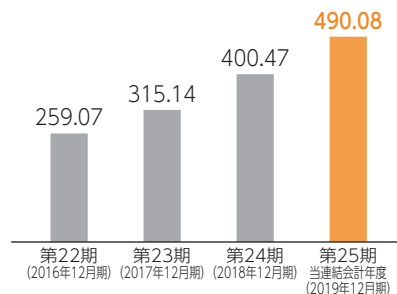
■ 総資産 ■ 純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



6 重要な親会社および子会社の状況等

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) その他の関係会社の状況

当社は、中部電力株式会社と、2018年8月28日付で資本業務提携契約を締結し、中部電力株式会社は当社株式を22,980,000株取得しております。同社は、当社の議決権の33.2%を所有する「その他の関係会社」であります。

(3) 重要な子会社の状況等

会 社 名	資 本 金	当社議決権比率	主要な事業の内容
(連結子会社) 株 式 会 社 エ ス コ ン プ ロ パ テ ィ	10 百万円	100.0 %	不動産賃貸事業
株式会社エスコンアセットマネジメント	100 百万円	100.0	不動産賃貸事業
株式会社エスコンリビングサービス	40 百万円	100.0	不動産販売事業・ 不動産賃貸事業・ 不動産企画仲介コンサル事業
ワンズタウンハウス株式会社	30 百万円	100.0	不動産販売事業・ 不動産企画仲介コンサル事業
ライズホーム株式会社	10 百万円	100.0	不動産販売事業・ 不動産企画仲介コンサル事業
ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD.	THB 1,000 千	49.0 [26.0]	不動産販売事業
(持分法適用関連会社) ORIGIN KNIGHTSBRIDGE THEPHARAK CO.,LTD.	THB 147,520 千	49.0 (49.0)	不動産販売事業
G C B メ ザ ニ ン 合 同 会 社	0 百万円	33.3	不動産販売事業

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含め7社であり、持分法適用関連会社は上記の2社であります。
3. 当社議決権比率における〔 〕は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
4. 当社議決権比率における()は、間接所有割合で内数となっております。
5. 2019年7月1日付でワンズタウンハウス株式会社およびライズホーム株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。なお、2020年3月1日付で社名をそれぞれ株式会社エスコンホームならびに株式会社エスコンクラフトに社名変更する予定です。
6. 2019年7月9日に新たに設立した ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の議決権の所有割合は100分の50以下ではありますが、同意している者との合算で100分の50超の議決権の所有割合となっており、実質的な支配力を有しているため、連結子会社といたしました。

-
7. 2019年7月31日に株式取得した ORIGIN KNIGHTSBRIDGE THEPHARAK CO.,LTD.および2019年7月12日に匿名組合出資した GCBメザニン合同会社を持分法適用関連会社といたしました。
 8. GCBメザニン合同会社については、当社は匿名組合員であり、議決権は有しておりませんが、実質的な影響力を有しているため、当連結会計年度から持分法適用関連会社としております。
 9. N B N S 投資事業有限責任組合については、2019年10月25日付で清算結了したため、持分法適用関連会社でなくなりました。

7 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 不動産販売事業

不動産販売事業は、主に自社を事業主とする分譲マンション「レ・ジェイド」「グラン レ・ジェイド」の名称で首都圏、関西圏において企画・開発・販売を行っております。また、2018年8月に中部電力と資本業務提携契約を締結し、中部圏を首都圏、関西圏と並ぶ重点事業エリアとして位置付け、今後中部圏での事業も展開してまいります。

当社の自社分譲事業は、用地仕入れに加え、特に商品企画に注力し、商品で顧客に訴求することを戦略とし、商品の第一条件となる用地仕入れと暮らしの快適さ、より上質な暮らしを提供、追求する商品企画、開発へ人的資源を集中させるとともに、ライフスタイルの変化や地域の特性、そこに暮らす人たちの幸せを思い描き、暮らしそのものを開発する「ライフ・デベロッパー」を目指しております。当該事業を中核事業として位置付け、事業を推進しております。

また、分譲事業と並ぶ中核事業として、地域コミュニティに根差した「暮らし密着型」の商業施設の開発等地域活性化に通じる商業開発事業、インバウンドニーズに応えるホテル開発事業、eコマース市場の拡大を見据えた物流開発事業の他、海外投資事業にも着手しております。当社の強みとする企画提案力、ノウハウ等を駆使し、商業底地開発や収益不動産開発等による高収益物件の構築の後、外部への売却、土地の企画販売など多面的な事業も展開しております。

なお、当該事業は当社および連結子会社である株式会社エスコンリビングサービス、ワンズOWNハウス株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンホームへ社名変更予定）、ライズホーム株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンクラフトへ社名変更予定）ならびに連結子会社その他1社と持分法適用関連会社その他2社が行っております。

(2) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、当社グループが保有する商業施設等の資産における賃料収入や配当収入等を得る事業であります。また、保有資産の価値向上を目的にプロパティマネジメント事業やアセットマネジメント事業を行い、不動産ビジネスを多面的に展開しております。

なお、当該事業は当社および連結子会社である株式会社エスコンプロパティ、株式会社エスコンアセットマネジメントならびに株式会社エスコンリビングサービスが行っております。

(3) 不動産企画仲介コンサル事業

不動産企画仲介コンサル事業は、当社の企画力・情報力・技術力を活かし、不動産再生、分譲、商業施設開発等の事業化に係る企画・コンサルティング等の業務受託、販売の仲介等、不動産に関連する業務を受託しております。

なお、当該事業は当社および連結子会社である株式会社エスコンリビングサービス、ワンズOWNハウス株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンホームへ社名変更予定）ならびにライズホーム株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンクラフトへ社名変更予定）が行っております。

⑧ 主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社 東 京 本 社	東京都港区
当 社 大 阪 本 社	大阪市中央区
当 社 名 古 屋 支 店	名古屋市中区
当 社 福 岡 支 店	福岡市博多区
株 式 会 社 エ ス コ ン プ ロ パ テ ィ	東京都港区
株 式 会 社 エ ス コ ン ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	東京都港区
株 式 会 社 エ ス コ ン リ ビ ン グ サ ー ビ ス	東京都港区
ワ ン ズ オ ウ ン ハ ウ ス 株 式 会 社	さいたま市大宮区
ラ イ ズ ホ ー ム 株 式 会 社	さいたま市大宮区
ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコク

- (注) 1. 当社東京本社ならびに株式会社エスコンプロパティ、株式会社エスコンアセットマネジメント、株式会社エスコンリビングサービスの各本社は、2019年10月21日に東京都千代田区から東京都港区に移転しております。
2. 当社名古屋支店を2019年3月1日に開設しております。
3. 2019年7月1日付でワズオウンハウス株式会社およびライズホーム株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。なお、2020年3月1日付で社名をそれぞれ株式会社エスコンホームならびに株式会社エスコンクラフトに社名変更する予定です。

⑨ 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
234名	53名増

- (注) 従業員数が前連結会計年度末と比べて、53名増加しましたのは、主に当社における新卒採用、多面的な事業展開に伴う中途採用ならびに2019年7月1日付でワズオウンハウス株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンホームへ社名変更予定）およびライズホーム株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコンクラフトへ社名変更予定）の2社を連結子会社化したためであります。

⑩ 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	16,296 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,060
近 畿 産 業 信 用 組 合	5,618
株 式 会 社 み な と 銀 行	5,482
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,748

2. 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 72,000,000株

2 発行済株式の総数 71,841,887株（自己株式2,674,400株を含む。）

（注）当事業年度において、新株予約権の行使により、発行済株式の総数は192,500株増加しております。

3 株主数 9,662名

4 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 部 電 力 株 式 会 社	22,980,000 株	33.2 %
日 成 ビ ル ド 工 業 株 式 会 社	6,500,000	9.4
株 式 会 社 天 満 正 龍	3,610,000	5.2
王 厚 龍	2,100,000	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,684,900	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,212,100	1.8
伊 藤 貴 俊	1,204,700	1.7
株 式 会 社 エ ヌ エ ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン	800,300	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	723,100	1.0
礪 波 豊	600,000	0.9

- （注） 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 当社は、自己株式を2,674,400株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 自己株式には、役員向け株式給付信託および株式給付型ESOP信託による日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）所有の720,300株を含んでおりません。
 3. 持株比率は、自己株式（2,674,400株）を除いて算出しております。
 4. 当社は、2019年8月8日開催の取締役会決議に基づき、61,000株の自己株式を取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（2019年12月31日現在）

		第6回新株予約権	
発行決議の日		2017年12月1日	
新株予約権の数		2,195個	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		219,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1株当たり1円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株につき627円	
新株予約権の行使期間		2021年4月1日から 2025年12月26日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注)	
役員保有状況	取締役 (監査等委員 ・社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	1,895個 189,500株 4名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	300個 30,000株 3名

(注) 1. 新株予約権者は、2018年12月期から2020年12月期までの全ての事業年度の当社営業利益が下記の各号に掲げるそれぞれの金額を超過した場合、2020年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、割り当てられた本新株予約権を行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

- (a) 2018年12月期の営業利益が8,500百万円を超過した場合
 - (b) 2019年12月期の営業利益が9,500百万円を超過した場合
 - (c) 2020年12月期の営業利益が10,000百万円を超過した場合
- なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする（以下、同様とする。）。
2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の死亡の原因が業務中の事故であった場合その他当該相続人による当該新株予約権の行使を認める正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2019年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	伊 藤 貴 俊	株式会社エスコプロパティ 取締役 株式会社エスコアセットマネジメント 取締役 株式会社エスコリビングサービス 取締役 ワンスOWNハウス株式会社 取締役 ライズホーム株式会社 取締役 株式会社エスコグローバルワークス 取締役
専務取締役 専務執行役員	中 西 稔	管理本部長 株式会社エスコプロパティ 取締役 株式会社エスコアセットマネジメント 取締役 株式会社エスコリビングサービス 取締役 株式会社エスコグローバルワークス 取締役
常務取締役 常務執行役員	江 頭 智 彦	開発事業本部長 福岡支店長 株式会社エスコプロパティ 取締役
取締役 執行役員	藤 田 賢 司	総務部長
取締役	菊 地 潤 也	アルファ税理士法人 社員 友朋監査法人 社員 株式会社正龍アセットマネジメント 非常勤監査役 株式会社三愛ハウジング 非常勤監査役 株式会社スペースバリューホールディングス 取締役
取締役 (常勤の監査等委員)	高 橋 邦 夫	
取締役 (監査等委員)	溝 端 浩 人	溝端公認会計士事務所 代表 山喜株式会社 社外取締役 (監査等委員) 京セラ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	丹 羽 厚 太 郎	みなつき法律事務所 パートナー TAC株式会社 社外監査役 株式会社タンケンシールセーコウ 社外取締役 株式会社ニーズウェル 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役 高橋邦夫氏、溝端浩人氏および丹羽厚太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 溝端浩人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、会計および税務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 日常的な情報収集を行い、監査の実効性を高め、監督機能を強化するために高橋邦夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役 溝端浩人氏および丹羽厚太郎氏の2名は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ①代表取締役社長 社長執行役員 伊藤貴俊氏は、2019年7月1日付で、ワンスOWNハウス株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコホームへ社名変更予定）およびライズホーム株式会社（2020年3月1日付で株式会社エスコングラフトへ社名変更予定）、ならびに2019年12月18日付で、株式会社エスコグローバルワークスの取締役に就任いた

しました。

②専務取締役 専務執行役員 中西稔氏は、2019年12月18日付で、株式会社エスコングローバルワークスの取締役に就任いたしました。

③取締役 執行役員 藤田賢司氏は、2019年3月26日付で総務部長に就任いたしました。

④取締役 菊地潤也氏は、2019年5月31日付で、友朋監査法人の社員に就任いたしました。また、2019年6月26日付で、日成ビルド工業株式会社の非常勤取締役、2019年9月16日付で、P-PARKING INTERNATIONAL PTE LTDの非常勤取締役、2019年12月1日付で、株式会社NBネットワークスの代表取締役、2019年12月16日付で、株式会社Integrated Solutionsの代表取締役を退任いたしました。

6. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

①代表取締役社長 社長執行役員 伊藤貴俊氏、監査等委員である取締役 高橋邦夫氏、溝端浩人氏および丹羽厚太郎氏は、2020年1月30日付で、指名・報酬諮問委員会委員に就任いたしました。

②常務取締役 常務執行役員 江頭智彦氏は、2020年1月30日付で福岡支店長を退任いたしました。

③取締役 執行役員 藤田賢司氏は、2020年1月30日付で総務部長を退任し、社長室長に就任いたしました。

2 取締役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く 。) (うち 社 外 取 締 役)	5名 (一名)	182百万円 (一百万円)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	3名 (3名)	21百万円 (21百万円)
合 計 (うち 社 外 取 締 役)	8名 (3名)	203百万円 (21百万円)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額は、2016年3月25日開催の第21回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。

2. 監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2016年3月25日開催の第21回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 上記支給金額のほか、取締役（監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除く。）4名に対して、役員向け業績連動型株式報酬として、株式給付規程（役員向け）に基づき役員株式給付引当金繰入額16百万円を計上しております。この役員向け業績連動型株式報酬制度につきましては、2016年3月25日開催の第21回定時株主総会において、上記（注）1に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。

(2) 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は、取締役の指名、報酬等にかかる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、2020年1月30日付で取締役会の下に指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。

なお、詳細は次のとおりであります。

①構成

委員は3名以上で構成し、少なくとも過半数は社外取締役とすることとし、その選定は、取締役会決議によって行います。

②審議事項・権限

指名・報酬諮問委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の選任および解任に関する株主総会議案の原案や代表取締役、役付取締役および執行役員の選定・解職の原案、業務執行取締役の職務分担の原案およびこれらに関する基本方針の原案を決定し、後継者計画に関する事項等を審議いたします。最高経営責任者を含む経営陣幹部については、毎年、業績目標に対する達成状況等、業績評価を行い、それに基づき再任の適否につき審議いたします。

報酬に関しては、監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬額を決定することとし、報酬の決定方針等についても審議し、その原案を決定することとしております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

4 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役（監査等委員） 溝端浩人氏は、溝端公認会計士事務所の代表、山喜株式会社の社外取締役（監査等委員）、京セラ株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員） 丹羽厚太郎氏は、みなつき法律事務所のパートナー、TAC株式会社の社外監査役、株式会社タンケンシルセコウの社外取締役および株式会社ニーズウェルの社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (常勤の監査等委員)	高 橋 邦 夫	取締役（常勤の監査等委員）として、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全て、および経営会議等に出席し、金融機関および一般企業の監査役としての豊富な経験と幅広い見地から、必要に応じて発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	溝 端 浩 人	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	丹 羽 厚 太 郎	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

三優監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 27百万円

企業集団全体での報酬等の合計額 27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

④ 当該事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理の実践と企業の社会的責任（CSR）の実行を表明した「企業倫理行動憲章」に基づき、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「コンプライアンス行動規範」および「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、その徹底を図るための体制を「コンプライアンス規程」にて定める。すなわちコンプライアンス担当役員の指示のもとで、コンプライアンス担当部署が社内各部署と連携してコンプライアンスの徹底を推進する。

内部監査担当部署は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告する。

法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

取締役会にて制定した「文書・情報管理規程」に従い、役職員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等と言う。）に記録し、保存および管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理に関する基本方針を「リスク管理規程」として定め、リスクが発生した際の対処法を「危機管理規程」に定める。

事業プロジェクトに伴うリスクについては、取締役と部門責任者等による定例の検討会議（本部会議等）において、すべての取組案件のリスクが詳細にチェックされ、対応方針が決定される。

組織横断的リスク状況の監視および全社的情報共有はリスク管理委員会にて行うものとする。

経営上影響が重大な事象に対しては、社長が指揮する危機対策本部が招集され、全社的な対応を検討・実施する。

また、財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「内部統制規程」の方針に基づき、業務プロセス等におけるリスクの特定およびリスクの評価ならびに文書化を行い、定期的に統制活動の実施状況の確認を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

（１） 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき役職員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために必要な各部門の具体的な行動指針を経営計画として示す。取締役および各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。

（２） 日常の業務執行においては、「職務権限規程」による責任を明確にした効率的な執行体制を確保するとともに、取締役会における執行状況の報告等に加えて、取締役と部門責任者等による定例の検討会議（本部会議等）により、業務執行の状況の報告が行われることにより、適時の情報の把握と効果的な統制を確保する。

（３） 予算統制については、経営管理担当部署により期中の執行状況・遂行状況が取締役会に月次で報告される。

（４） 効率的な業務執行が現実的に実施されているかについて、内部監査担当部署によるモニタリングを行う。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の社長を各子会社におけるコンプライアンス責任者として位置付け、各子会社におけるコンプライアンスの徹底を推進するように努めるものとする。関係会社における重要事実に関しては、関係会社は事前に所定のフローに従い、関係する各部署を通じて稟議、取締役会付議、報告等の手続きをとらなければならない。当社の経営管理担当部署は関係会社の適正な業務遂行に関し、これらを横断的に推進・管理する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の下に監査等委員会室を設け、監査等委員会の職務を補助すべき使用人をここに配置し、監査等委員会から増減員を求められた場合や当該使用人に係る組織変更、人事異動には、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して対応する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え当社および当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を報告する体制を整備する。

監査等委員会への報告を行った当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の役員および従業員に周知徹底する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１） 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

（２） 内部監査担当部署を監査等委員会の下部組織として管理下に置くことにより、監査等委員会の監査がより実効的に行われる体制としている。

（３） 監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

（１） 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に関するコンプライアンスの取組みとしては、「企業倫理行動憲章」において、反社会的勢力・団体との関係を持たないことを宣言するとともに、「コンプライアンス行動規範」において、反社会的勢力に対する毅然とした対応、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、経済的利益を含む一切の利益を供与・享受しない旨を定める。さらに「反社対応マニュアル」を用いて社内周知徹底を図るとともに、反社会的勢力や団体による不当要求に対しては組織により毅然とした態度で徹底して排除を行う。

また、実効性を保つべく、当社が新たに行う取引先に関しては、事前に、第三者機関による健全度スクリーニングを実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認した上で取引および契約を実施する。

（２） 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向け、以下の取組みが完了している。

- a. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置
- b. 外部の専門機関（弁護士、管轄の警察署、暴追センター、コンプライアンス顧問）との連携

- c. 外部の専門機関を通じた反社会的勢力に関する情報の収集および第三者機関による健全度スクリーニングによる管理
- d. 反社対応マニュアル、反社対応担当者マニュアルの整備
- e. コンプライアンス研修の実施

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組みについて

当社は「コンプライアンス規程」ならびに「コンプライアンス行動規範」を制定し、当社ならびにグループ会社のすべての役職員が遵守すべき社会規範、行動規範を社内に周知徹底するとともに、これらを社内に浸透させるために取締役およびグループ会社社員含め全社員を対象にコンプライアンス研修を実施いたしました。

内部監査担当部署は、内部監査計画に基づき、すべての部署を対象に内部監査を実施し、法令および社内ルール等の遵守状況をモニタリングしております。

② リスク管理体制に対する取組みについて

当社では不動産事業に係るリスクおよび経営に影響を及ぼす可能性がある社内外のリスクを多方面から分析し、対応策を協議するため、業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役、部長および法務担当者等をメンバーとするリスク管理委員会を47回開催しております。

③ 取締役の職務の効率性を確保するための取組みについて

当社の取締役会は、取締役8名中3名が社外取締役（監査等委員である取締役3名は全員が社外取締役）で構成されており、13回開催された取締役会において、取締役会規程に基づき各部門の職務執行状況ならびに各種計画の進捗状況等について報告が行われ、各議案に対して活発な意見が出されております。

また、業務執行取締役の経営に係る情報の共有化と機動的な経営を実現するため、業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役および財務・管理各部門の部長をメンバーとする経営会議を47回開催しております。これにより、職務執行の効率化を図っております。

④ 企業集団における業務の適正を確保するための取組みについて

当社および当社グループ会社の取締役は、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」をはじめ、当社および当社グループ会社の「取締役会規程」ならびに「職務権限規程」等に基づき業務を遂行するとともに、内部監査担当部署は、当社グループ会社を含むすべての部署を監査対象に、法令ならびに社内ルール等の遵守状況をモニタリングしております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組みについて

監査等委員会は同委員会を13回開催するとともに、代表取締役社長との面談を9回実施し、監査の実施状況ならびに経営に係る課題等について活発な意見交換を行いました。また、常勤の監査等委員が経営会議に出席するとともに、経営幹部と7回面談を行い、各部署の業務執行状況ならびに課題等についてヒアリング等を実施しております。

内部監査担当部署は監査等委員会に12回出席し、内部監査の実施状況ならびにその結果を報告しております。会計監査人は監査等委員会に5回出席し、会計監査および内部統制監査の状況等について報告するとともに、常勤の監査等委員と適宜情報交換を行い、連携を図っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の定款には剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の規定はありませんが、「剰余金の配当の決定に関する方針」の重要性に鑑み、以下のとおりご報告いたします。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考え、業績の状況、内部留保の充実ならびに配当性向等を総合的に勘案・決定し、継続的かつ企業の成長力に応じた安定的な利益還元を努めることを基本方針としております。

第2次中期経営計画期間内は、1株当たりの配当額（D P S）を前年度の1株当たり配当額（D P S）を下限として、原則として「減配なし、配当維持もしくは増配のみ」とする累進的配当政策を導入しております。第3次中期経営計画についても累進的配当政策の採用を継続し、安定した配当の実現とともに、将来の配当水準の透明性を高め、株主様への還元をより強化し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

第2次中期経営計画の最終年度である2019年12月期の期末配当については、当初予定の1株当たり35円を1円増配し、1株当たり36円の配当を予定しております。また、配当性向は30.2%となっております。

第3次中期経営計画においても上記記載の方針に基づき、安定した配当の実現とともに、株主様への還元をより強化し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

（注）本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

ただし、百分率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位: 百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流 動 資 産	114,137
現 金 及 び 預 金	22,511
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	598
販 売 用 不 動 産	24,234
仕 掛 販 売 用 不 動 産	59,619
そ の 他	7,173
固 定 資 産	18,558
有 形 固 定 資 産	13,433
建 物 及 び 構 築 物	2,649
車 両 運 搬 具	1
土 地	10,621
リ ー ス 資 産	1
建 設 仮 勘 定	0
そ の 他	159
無 形 固 定 資 産	492
の れ ん	436
そ の 他	56
投 資 そ の 他 の 資 産	4,632
投 資 有 価 証 券	2,711
繰 延 税 金 資 産	662
そ の 他	1,296
貸 倒 引 当 金	△37
資 産 合 計	132,696

負 債 の 部	
科 目	金 額
流 動 負 債	50,199
短 期 借 入 金	4,580
1年内返済予定の長期借入金	32,415
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	40
リ ー ス 債 務 金	1
未 払 金	2,097
未 払 法 人 税 等	3,396
前 受 金	2,809
預 り 金	4,733
そ の 他	126
固 定 負 債	48,950
社 債	230
長 期 借 入 金	47,720
リ ー ス 債 務 金	0
繰 延 税 金 負 債	2
役 員 株 式 給 付 引 当 金	114
株 式 給 付 引 当 金	35
資 産 除 去 債 務 金	249
そ の 他	597
負 債 合 計	99,149
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	33,288
資 本 金	6,275
資 本 剰 余 金	2,004
利 益 剰 余 金	26,256
自 己 株 式	△1,247
その他の包括利益累計額	256
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	256
為 替 換 算 調 整 勘 定	△0
新 株 予 約 権	1
非 支 配 株 主 持 分	0
純 資 産 合 計	33,546
負 債 ・ 純 資 産 合 計	132,696

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			72,106
売 上 原 価			52,339
売 上 総 利 益			19,767
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,854
営 業 利 益			12,912
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	5		
受 取 配 当 金	35		
解 約 金 収 入	30		
為 替 差 益	8		
そ の 他	4		84
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,143		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	33		
そ の 他	9		1,186
経 常 利 益			11,810
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益	0		0
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	7		7
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			11,803
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,057		
法 人 税 等 調 整 額	△409		3,648
当 期 純 利 益			8,155
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			8,155

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流 動 資 産	111,581
現 金 及 び 預 金	21,195
売 掛 金	463
販 売 用 不 動 産	23,728
仕 掛 販 売 用 不 動 産	58,910
前 渡 金	859
前 払 費 用	1,848
そ の 他	4,575
固 定 資 産	19,050
有 形 固 定 資 産	13,387
建 物	2,606
器 具 及 び 備 品	156
土 地	10,621
リ ー ス 資 産	1
建 設 仮 勘 定	0
無 形 固 定 資 産	46
商 標	0
ソ フ ト ウ ェ ア	25
そ の 他	19
投 資 そ の 他 の 資 産	5,616
投 資 有 価 証 券	2,241
関 係 会 社 株 式	1,363
その他の関係会社有価証券	31
出 資 金	75
従業員に対する長期貸付金	1
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	447
長 期 貸 付 金	36
長 期 前 払 費 用	149
繰 延 税 金 資 産	648
敷 金 保 証 金	571
そ の 他	86
貸 倒 引 当 金	△37
資 産 合 計	130,631

負 債 の 部	
科 目	金 額
流 動 負 債	48,752
短 期 借 入 金	3,525
1年内返済予定の長期借入金	32,339
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	40
リ ー ス 債 務	1
未 払 金	1,999
未 払 費 用	30
未 払 法 人 税 等	3,319
前 受 り 金	2,726
前 受 収 益	4,736
そ の 他	0
固 定 負 債	48,470
社 債	230
長 期 借 入 金	47,261
リ ー ス 債 務	0
役 員 株 式 給 付 引 当 金	114
株 式 給 付 引 当 金	35
資 産 除 去 債 務	240
預 り 保 証 金	588
負 債 合 計	97,223
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	33,155
資 本 金	6,275
資 本 剰 余 金	2,004
資 本 準 備 金	2,004
利 益 剰 余 金	26,123
そ の 他 利 益 剰 余 金	26,123
繰 越 利 益 剰 余 金	26,123
自 己 株 式	△1,247
評 価 ・ 換 算 差 額 等	251
その他有価証券評価差額金	251
新 株 予 約 権	1
純 資 産 合 計	33,408
負 債 ・ 純 資 産 合 計	130,631

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		70,096
売 上	価 利		51,296
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益		18,800
営 業 外 収 益	利 益		6,146
受 取 利 息	金	10	12,654
受 取 配 当	金	34	
解 約 金 収 入	他	29	
そ の 他		10	85
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		1,124	
社 債 利		5	
そ の 他		8	1,138
経 常 利 益			11,601
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益		0	0
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		0	0
税 引 前 当 期 純 利 益			11,600
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,970	
法 人 税 等 調 整 額		△429	3,540
当 期 純 利 益			8,060

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社日本エスコン
取締役会 御中

2020年1月29日

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 鳥 居 陽 ⑤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 西 川 賢 治 ⑤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本エスコンの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社日本エスコン
取締役会 御中

2020年1月29日

三 優 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鳥 居 陽 ⑧
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 川 賢 治 ⑧
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本エスコンの2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年1月29日

株式会社日本エスコン 監査等委員会

監 査 等 委 員 高 橋 邦 夫 ㊞

監 査 等 委 員 溝 端 浩 人 ㊞

監 査 等 委 員 丹 羽 厚 太 郎 ㊞

（注）監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR
TEL 03-5575-2201



交通のご案内



- 溜池山王駅（東京メトロ銀座線、南北線14番出口地下から直結。9番出口からは、溜池交差点を渡り右折してすぐ）
 - 国会議事堂前駅（東京メトロ千代田線、溜池山王駅地下通路に直結）
- お願い 赤坂インターシティAIRには駐車場はございますが、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。